



2021年7月28日  
全国港湾21 発第7号

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保昌三 殿



### 能代運輸(株)の労使協定違反などに関する要求について

港湾労働の安定、並びに港湾運送事業の発展に、貴職が常日頃よりご尽力されておられますことに感謝と敬意を申し上げます。

さて、能代運輸(株)が新たに事業許可(無限定)取得、ガントリークレーンの利用を巡って、秋田・船川港にとどまらず日本全体の港湾労働秩序に混乱を持ち込む状況が生まれています。能代運輸(株)は、2006年に事業許可申請を行い、港湾労働の安定を巡る紛議を経て翌07年に港運事業許可(貨種限定)を取得しました。この間の経緯については、貴職も十分承知のことと思います。

その際、既存の港湾労働者の雇用不安の惹起が懸念されたために、当該地区における雇用安定化協議会や真摯な労使協議を通じて良好な関係を保つこととしてきました。これを担保するために「港湾労働の雇用と港湾労働の安定化」を図り、「関係事業者は港湾労働者の雇用と既存職域は、これを侵さない」こと、併せて日港協と全国港湾とで締結している産別協定の順守を柱とする確認書を11年に同社並びに秋田海陸運送(株)、日本通運(株)秋田支店、東北地区港湾労働組合協議会、秋田県労働組合協議会とで締結しています。また、同趣旨で15年には、上記5者に加え全国港湾も当事者となり、確認書を締結しています。

については、秋田・船川港、全国の港湾の港湾労働秩序維持、産別協定の遵守の立場から下記の通り要求します。

#### 記

1. 貴協会傘下店社としての能代運輸(株)に対し、産別協定及び労使確認書の誠実な履行を促進するよう措置すること。
2. 産別協定第8条1項「港湾運送事業の規制緩和に対しては反対する」及び同2項「新規参入については、港運労使及び各地区の安定化協議会で協議対応を図る」にもとづき、本件について、誠実に対応すること。

以上